

○八王子市高齢者自立支援住宅改修給付事業実施要綱（平成12年4月1日施行）

平成12年4月1日施行

改正 平成12年12月1日 平成14年4月1日
平成20年4月1日 平成22年4月1日
平成23年4月1日 平成26年4月1日
平成30年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者に対し、その者の居住する住宅の改修費用の一部を支給することによって、転倒予防、動作の容易性の確保、介護の軽減等、在宅での生活の質を確保する事を目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、八王子市とする。

（給付の対象）

第3条 給付の対象となる改修は、次に定めるものとする。

（1）住宅改修給付

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（2）住宅設備改修給付

- ① 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な工事
- ② 流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な工事
- ③ 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事

（申請限度額）

第4条 前条に規定する改修に要する費用の申請限度額は、別表第1に定める。ただし、改修に要する費用が申請限度額以下の場合、その額を上限額とする。また、申請限度額を超える費用は、全額申請者の負担とする。

（給付額）

第5条 市長は、申請額の百分の九十に相当する額を支給する。ただし、算定に際し、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 **生活保護世帯に属する者又はこれに準ずる者であると認められる者**にあつては、前項の規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の百」とする。

（事業の対象者）

第6条 この事業の対象者は、八王子市内に住所を有する65歳以上の高齢者であつて、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活の質を確保するために住宅改修が必要と認められる者とする。ただし、第3条第1号の住宅改修給付にあつては介護保険における要介護認定を受けた結果、非該当の判定を受けた者の内、地域包括支援センターの調査により市長が必要と認めた者とし、第3条第2号の住宅設備改修

給付にあつては介護保険における要介護認定を受けた結果、要介護・要支援の判定を受けた者の内、次の要件を満たす者で市長が必要と認めた者とする。

① 心身の機能低下にともなつて、既存の設備での使用が困難な者

② 便器の洋式化については、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費（以下「介護保険住宅改修費」という。）で洋式便器等への便器の取替え以外の住宅改修を実施し、介護保険住宅改修費の申請限度額を超えた者

2 前項において「市内に住所を有する」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく登録地に現に居住していることをいう。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2号に定められている給付を既に受けている者又はその者と同じ世帯に属する者は、同内容の事業の対象者から除くものとする。ただし、転居を行ったときはこの限りではない。

（相談・助言）

第7条 介護支援専門員等は、この事業の給付を希望する者に対し相談・助言を行う。

2 前項における介護支援専門員等とは、介護支援専門員、地域包括支援センターの職員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上、その他これに準ずる資格を有する者で市長が認めた者とする。

（給付の申請）

第8条 第6条に定める対象者で給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工前に「高齢者自立支援住宅改修給付事業申請書」に別表第2に定める①から⑧の書類を添付して市長に提出し、工事内容の確認を得なければならない。

2 申請者は、当該工事の完了後、速やかに別表第2に定める⑨から⑫の書類を市長に提出しなければならない。

3 前項に定める書類は、いかなる場合においても第1項に定める書類を提出した年度末日を越えて提出することができない。

（工事着工前の確認）

第9条 前条第1項に定める申請を受けたときは、工事内容の確認の結果を申請者に通知するものとする。

（工事の時期）

第10条 工事の時期は、確認通知日以降の任意の期間とする。ただし、第8条に定める申請を行った年度内に工事を完了しなければならない。

（工事完了後の確認）

第11条 市長は、工事完了後に第8条第2項に定める書類の提出を受けたときは、工事着工前に提出された書類どおりに工事が行われたかどうかの確認を行う。

2 前項の確認により、工事が事前の申請と異なるとき、市長は再工事又は改善を命じることができる。

（決定の通知及び支給）

第12条 市長は、前条第1項の確認により当該住宅改修費の支給が必要と認めたとき、支給決定を行い申請者に通知する。また、不支給の決定をしたときは、申請者に不支給決定を通知する。

2 市長は、前項の支給決定により申請者から請求書の提出を受けたとき、受理した日の属する月の翌月末日までに支給を行う。

(支給の取消し)

第13条 市長は、申請者が偽りその他の不正な行為により給付を受けたとき、支給額の全額又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により支給の取消を行ったとき、速やかにその旨を当該申請者に通知し、返還を求める。

(手数料)

第14条 市長は、第8条第1項において別表第2、①の理由書を作成した対象者が属する事業者が高齢者自立支援住宅改修1件当たり2,000円及び消費税を手数料として支払う。ただし、属する事業者がない場合は、対象者に支払う。なお、対象となる者は別表第3のとおりとし、八王子市介護保険住宅改修支援事業実施要綱による支払がある場合を除く。

(手数料の請求)

第15条 前条における手数料の支払を受ける者又は事業者は、高齢者自立支援住宅改修支援手数料の請求書を提出しなければならない。

(手数料の決定及び支払)

第16条 市長は、前条の請求書を受理した時は、その内容を審査し、請求が適正であると認めた時に支払を行う。

(手数料の返還)

第17条 市長は、偽りその他の不正の行為によって、手数料の支払を受けた事業者があるときは、当該事業者から当該手数料全額を返還させるものとする。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

工事内容	申請限度額
第3条（1）①～⑥の工事（1世帯当たり）	200,000円
第3条（2）① 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な工事	379,000円
第3条（2）② 流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な工事	156,000円
第3条（2）③ 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	106,000円

別表第2（第8条関係）

着工前に 提出する書類	①介護支援専門員等が作成した「住宅改修が必要な理由書」 ②工事費の内訳が分かる見積書 ③日常生活上の動線が分かる図面 ④改修前及び改修後の図面 ⑤改修前の状態を確認できる写真 ⑥住宅所有者の承諾書（当該住宅の所有者でない場合） ⑦「生活保護受給証明書」（生活保護受給者である場合） ⑧その他市長が請求する書類
完了後に 提出する書類	⑨高齢者自立支援住宅改修完了届 ⑩当該住宅改修費の領収書 ⑪改修後の状態を確認できる写真 ⑫その他市長が請求する書類

別表第3（第14条関係・手数料の支払の対象となる者）

申請者	別表第2①の書類を作成した者	第7条第2項に定める介護支援専門員等
担当の介護支援専門員がいる申請者		×
担当の介護支援専門員がいない申請者		○